

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第五編 失業対策

第二章 日雇労働者健康保険法

失業の増加とともに、日雇労働者にも健康保険法を適用せよという要求はつよくなり、政府もその声を取りあげざるをえなくなった。政府は第一五国会に法案を提出したが審議未了となり、全国土建労働組合総連合ではこれを不満とし、この法案をかくとくするための闘争を次のようにうったえた(建設労働者九二号、四・一)。

(健保闘争に対する指示要請)

相つぐ失政と圧政により、再軍備に狂奔せる吉田内閣は、遂に全国民の限りない憤懣と攻撃をうけて崩壊した。しかも最後のあがきとして吉田自由党内閣はやぶれかぶれの解散を断行し、このために国民から反対され、或は期待された一切の重要法案はすべてたなあげとなり、とりわけ我々と最も関係の深い日雇健康保険法も廃案となった。この為、我々は再び振り出しにもどり、あらためて、健保獲得闘争を再展開する必要に迫られてきた。

時あたかも総選挙を闘う中で、我々労働者階級を中心とする平和勢力は、吉田、鳩山、重光等の再軍備勢力と対決し、彼等を壊滅させるべく全精力を集中している。我々はこの機会を最高度に活用し、健保闘争を総選挙闘争と結びつけ、全国的に強力な闘いを進める事が絶対に必要である。この闘いこそ吉田政府が我々の圧力の前におざなりに提出した不十分極まる政府原案を打ち破り、土建総連年来の要求である最低三分の一国庫負担を前提とする健保法実現の唯一の途であることを十分理解し、又現在迄の運動のきびしい自己批判の上にたって、次の諸方針を中心として全国の仲間が力強く団結し全力をあげて、健保獲得闘争に奮起されるよう指示要請する。

一、日雇健保の必要性、この闘いの本質等、組合員はもとより未組織の仲間、他団体への宣伝啓蒙活動を強化すること。

二、懇談会、署名活動、ビラハリ等を行うこと。

三、選挙の中で公開質問状を各政党候補者へ送ること。特に前国会において、自由、改進黨は日雇健保に対する国庫負担に反対した事をよく考えて、ごまかされぬよう、確約をとること。今回は一部の組合でやっただけだったが非常に効果があったから、全組合が必ず実行すること。(公開質問状は別送する)

四、現在ある期成同盟を、他労組、民主団体、医師会、未組織組合等に共闘と協力をもとめ、拡大し、各地に同盟支部を確立し、全国民的な規模に拡大発展させる。

五、中央の闘争のみにおちいることなく、全国各地から、国会、政府(大蔵・厚生省等)、各政党への要求を直接、或は葉書、電報等で行うと共に、各地方行政官庁、地元

代議士を通じて、強力に要求を中央につぎ上げてゆくこと。

以上の事を中央・地方の情勢と結合させて進める。

政府は第一六国会に再び同法案を提出し、両派社会党もまた独自の法案を提出したが、政府案が成立した。政府案がその国庫負担を考えていないため、社会党、労農党、共産党などの反対にあったが成立したものである。

すでに二月、この法案の要綱が決定されたとき、社会保障制度審議会でも、この法案は実質的に健康保険とはいえないという意見がつよく、また、土建労働者、自由労働者などで結成されている「健康保険適用獲得同盟」でも一月三一日審議会に対し要旨次のような意見を具申ししていた。

- 一、医療給付費に対する国庫負担がないことは不合理である。
- 一、適用対象にわくをつけ、その対象人員を減らしたことは未適用の日雇労働者を放任していることになる。
- 一、保険給付の内容が他の保険に比べて劣っている。給付内容を一般健康保険なみにしてほしい。
- 一、日雇労働者のなかには生活保護、医療扶助をうけている者が多い。このような労働者には保険料免除の措置を講じてほしい。
- 一、保険料を安くするため事業主との比率を二対一程度にしてほしい。

国会に提出され成立した政府案は、大蔵省の予算査定により厚生省原案より大幅に後退していた。適用範囲を縮小し、国家補助をとりやめ、傷病手当を廃止し、医療をうけられる期間を六カ月から三カ月にちぢめるなどである。

その内容は、日雇労働者の業務外の事由による疾病又は負傷、及びその被扶養者の疾病又は負傷に対して保険給付を行う制度であるが、次にみるように極めて貧弱であり、又一般の健康保険と違って傷害手当が支給されないため、医者には看てもらえても、病気で仕事を休めば生活は全く不可能となってしまう。要点は次の通りである。

一、日雇労働者の意義(第三条第一項) 本来の臨時使用者のほか酒造、製茶など季節的業務に使用されるもの、及び期限つきの臨時的事業の事業所に使用されるものをいう。但し使用のさい四カ月、六カ月以上の契約による場合はいわゆる一般常雇者として健康保険法の適用を受けることになる。

一、被保険者の範囲(第六条) 健康保険法の適用事業所(強制及び任意包括加入)に使用されるもの、及び失業対策事業または公共事業を行う事業所に使用されるもの。

一、保険給付 その資格は給付を受けようとする日の属する月の前二カ月間に二八日分以上の保険料が納付されていることを要し(第九条)、日雇労働者本人は初診料負担で他は無料、その家族は半額負担、但し義歯を認めない。医療給付は三カ月で打切られ、結核など長期疾病はそれ以上保障されない(第一四条)。

一、保険料 被保険者の賃金日額一六〇円以上を第一級とし、それ以下は第二級とする。保険料は一日につき第一級一六円(事業主八円、被保険者八円)、第二級一三円(事業主八円、被保険者五円)―第三〇条。これの納入方法は、事業主が被保険者を使用する日ごとに、被保険者のもっている被保険者手帳に健康保険印紙を貼布し、納入させる(第三一条)。

全国土建労働組合総連合では次のような「日雇健保改善闘争について」を発表し(建設労働者一〇一
号、九・一)、政府案を批判するとともに、その改善をうったえた。

(日雇健保改善闘争について)

全国の土建日雇労働者が永いあいだ熱望し、闘い続けてきた日雇健保は既報の通り、政府案、社会党案で激しくもみあった末、遂に去る八月七日政府案が国会を通過した。

政府案は社会保険審議会はもちろん、あらゆる学者、医者、民主団体などから、社会保険の形態をととのえていないと、極論されている。

その具体的例をあげると

◇国庫負担のないこと=この結果保険の内容が、全般的にいちじるしく悪くなっている。

◇条文のどこをさがしても、傷病手当金(日当の六割)を出すと書かれていない=これでは職人の多くの人々が病気だと感じていても、明日からの生活のことを考え、無理して働いている実情が少しも加味されていない。

◇同法の第六条の規定では、常時五人以上使用している事務所で働いている者が、保険に入れることになっているが=現在町工場で働いている職人、あるいは五人以上のところで働いている者でも印紙をなかなかはってくれない現状の中では未適用になってしまう。どうしても組合で取扱いをさせなければ、この日雇健保は職人にはエンのないものになってしまう。

第九条の規定によれば、二カ月間に二八日以上保険料を支払っていなければならぬことになっているが、何月か永い間保険金をかけて、病気になった前の二カ月間に二八日に不足だといわれては、永い間保険金をただで取られるにひとしい。だからわれわれは六カ月を通じて六〇日ということを入れろと要求していた。

◇第一〇条の四項では入歯ができないことになっている。健康は歯からともいわれているのに、入歯を入れさせないで健康が守れるだろうか。

◇第一四条の規定によると=病気か負傷して三カ月間医者にかかったら後は病気や負傷が治らなくても医療は打ちきられてしまう。医者やその他この方面の権威ある人々は最低六カ月が必要であるといっている。この様な不十分なものでは、我々土建労働者の健康を真に守ることは出来ない。

しかし金がばらまかれずと絶対に法律は通らないといわれている現在、不十分なりといえ全く無一文で、法律をつくらせるところまで闘いぬいた我々土建労働者の団結の力とそれをささえ勇気づけてくれた他産業労働者の再軍備に反対する数々の闘いを正しく評価し、次の闘いを進めることを忘れてはならない。

全国の組合員のみなさん。

我々は今日まで闘い続けてきた成果と欠陥を正しくつかみ、更に健保闘争の重要性を強く認識して土建労働者の健康を真に守れる日雇健保とするための、健保改善闘争を大きくおし進めるため、起ち上ってほしい。中央ではすでに日雇健保獲得期成同盟を日雇健保改善期成同盟と名称をあらため、準備をすすめている。

全国の組合員のみなさん。

八月一三日厚生省山本健保課長と交渉の席上、同課長は、二九年度予算に三分の一国庫負担を要求する、したがって給付期間の延長(三カ月を六カ月)、傷病手当金の給付、歯科の補てん等を考えている。また労組に取扱いをさせることについては、労災

の特例をこの場合にも適用してゆくことを考える……と言明した。しかしわれわれはこの言明を甘くみてはならない。厚生官僚の弱腰では、とても大蔵省や自由・改進黨を納得させることが出来ないのが常だ。勝利のカギはこれからのわれわれのはげしい改善闘争がすべてを決定する。

そこでわれわれは当面—

(一)国庫負担、給付内容の改善、適用範囲の拡大

(二)労組に事業主の代行をさせる(労災のように)

を目標にして、次のことを中心に闘いを進めてもらいたい。

☆健保獲得の事実を、全土建労働者に宣伝し、組合で運営が出来ることを具体的に説明指導し、これを機会に組合員大増加運動を展開する。

☆政府案のでたらめな矛盾を、具体的な組合員の不平不満をもって暴露し、これを闘いに盛りあげてゆく。

☆地域の日雇健保従来適用の、団体、個人、医師会などと広く手をむすび、各地区で健保改善同盟を結成し、これを通じて要求と行動を統一し中央へつきあげる。

なお、同総連合の調査によれば、日雇労働者健康保険に対する各党の態度は別表のとおりである。

日雇健保に対する各党の態度(一九五三年四月一〇日現在)

質問事項

日雇労働者健康保険制度を昭和二八年度内に創設しその実施を確約されますか。

日雇労働者健康保険制度に最少限度給付の三分の一以上の国庫負担獲得についての貴党の態度

日雇労働者健康保険制度に対する貴党の態度

例(1)政府原案通りでゆけ。

(2)給付期間を六カ月とし現金給付も認める。

(3)一般健康保険と同様にする。

適用対象と条件を政府案よりも拡大し、五人以下の事業所又は家内産業労働者にも適用する途を講ずるように措置されますか。

政党

右派社会党

約束します。

賛成

わが党案を支持します。

賛成

左派社会党

本来日雇労働者の大部分は失業者であり、その責任は政府にあるのだから、日雇労働者の医療は政府が完全に保障する義務がある。わが党は、この保険制度を昭和二八年度に創設する事を確約する。

政府、使用者、勤労者、四・四・二の割合で事業主の一定しない場合は政府が負担する。

一般健康保険制度並にする。

対象を日雇労働者総数八五万人に拡大する。「すべての日雇労働者」という建前から五人以下の事業所又は家内産業労働者にも適用の途を講ずるように措置する。

労農党

再軍備費、弾圧費をテッパイすれば実現は容易である。再軍備反対、平和擁護がこの要求を実現する道である。この闘争を通じて貴同盟の要求実現の努力を誓う。

保険料の全額国庫負担を要求します。

全額国庫負担は当然である。六カ月以上治るまでは適用すべきだ。勿論十分な現金給付は絶対必要である。

当然と考えます。

共産党

勿論賛成です。日雇労働者健康保険制度の確立。ソ同盟、東欧諸国、新中国では病気、怪我、出産等の場合の不安は完全に消滅しております。米軍をかえらせ、アメリカのための一切の再軍備を

削減して社会保障制度を完全に実施する。

全面的に支持します。低賃金と稼働日数の少ない日雇労働者の健保に全く国庫補助のないことは不合理であり許すことができません。

(1)日雇労働者健康保険制度の完全実施、すべての日雇労働者の生活と健康を守る。(2)国家並に資本家の全額国庫負担による。(3)疾病傷害が完全に治るまで適用する。(4)傷病手当金や出産死亡等の一切の現金給付の十分な支給。(5)家族に対しても全面的に適用する。

もちろんです。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
